附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第一条に一項を加える改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される乳児用規格適用食品の表示については、この府令による改正後の食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第一条第二項第四十五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○内閣府令第五十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年七月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中「及び保健機能食品」を「、保健機能食品」に改め、「をいう。）の表示の基準」の下に「及び乳児用規格適用食品（表示基準府令第一条第二項第四十五号に規定する乳児用規格適用食品をいう。）の表示の基準」を加える。

附　則

この府令は、平成二十四年八月一日から施行する。

省　令

○文部科学省令第三十一号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第四条第一項第三号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十五日

文部科学大臣　平野　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

令第四条第一項第三号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号に掲げるものとする。

第十五条中「第八条第二項及び第三項」を「第八条第三項及び第四項」に改める。

様式第二号中「第８条第２項」を「第８条第３項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同条第二項を同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第一項及び第二項の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「平成二十三年八月一日」を「平成二十四年八月一日」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年八月一日」を「平成二十四年八月一日」に、「遺族年金一時金」を「遺族年金差額一時金」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年八月一日」に改め、同条第三項中「平成二十三年八月一日」を「平成二十四年八月一日」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

別表第五中「二四・七六」を「二四・七二」に、「二一・八〇」を「二一・七七」に、「二〇・五八」を「二〇・五四」に、「一九・六八」を「一九・六五」に、「一八・五七」を「一八・五四」に、「一七・九二」を「一七・八九」に、「一七・六六」を「一七・六三」に、「一六・五九」を「一六・五六」に、「一五・六一」を「一五・五八」に、「一三・九六」を「一三・九四」に、「一二・五六」を「一二・五四」に、「一一・三二」を「一一・三〇」に、「一〇・二二」を「一〇・二〇」に、「九・三五」を「九・三四」に、「八・四九」を「八・四七」に、「七・六四」を「七・六三」に、「六・七七」を「六・七五」に、「五・九二」を「五・九一」に、「五・〇九」を「五・〇八」に、「四・四六」を「四・四五」に、「三・八六」を「三・八五」に、「三・二五」を「三・二四」に、「一・八三」を「一・八二」に、「一・三七」を「一・三六」に、「一・一五」を「一・一四」に、

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	○・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	○・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	○・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	○・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	○・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	○・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	○・九九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇

を

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	○・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	○・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	○・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	○・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	○・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	○・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	○・九九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇